



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *40 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 2
- *41 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する
条例 (")..... 17

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を 3 年延長することとしました。
(附則第 1 1 項関係)

イ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成 3 2 年 3 月
3 1 日まで延長することとしました。(附則第 1 2 項の 2 関係)

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につい
て、その適用要件を見直すとともに、適用期限を 3 年延長することとしました。(附則第 1 3
項の 2、附則第 1 3 項の 3 及び附則第 1 3 項の 4 の 2 関係)

(2) 事業税

ア 法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、一定の要件を満たす場合には、3 月を超
え 6 月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるも
のとしました。(第 4 1 条関係)

イ 条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人の事業
税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、当該中
間申告納付をすることを要しないものとするものとしました。(第 4 1 条の 2 関係)

(3) 自動車取得税

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減
少等により運行の維持が困難になっている路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得し
た場合における非課税措置の適用期限を平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで延長することとしました。
(附則第 1 4 項の 1 4 関係)

イ 環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置につ
いて、軽減対象及び軽減割合を見直し、その適用期限を平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで延長するこ
ととしました。(附則第 1 5 項の 2～附則第 1 6 項関係)

ウ 環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるもの以外の自動車の取得に係る課税標
準の特例措置について、軽減対象を見直し、その適用期限を平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで延長す
ることとしました。(附則第 1 7 項～附則第 1 7 項の 5 関係)

エ 一定のバリアフリー性能を有する路線バス等で初めて新規登録等を受けるものを取得した場

合における課税標準の特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(附則第 17 項の 6 及び附則第 17 項の 7 関係)

オ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものを取得した場合における課税標準の特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(附則第 17 項の 8 関係)

カ 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備える一定のトラック等で初めて新規登録等を受けるものを取得した場合における課税標準の特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長しました。(附則第 17 項の 9～附則第 17 項の 11 関係)

キ 車両総重量が 12 トンを超えるバス等であって、一定の要件を満たす車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものを平成 31 年 3 月 31 日までに取得した場合における課税標準の特例措置を講ずることとしました。(附則第 17 項の 12 関係)

(4) 自動車税

環境負荷の小さい自動車の自動車税の税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置について、対象の見直し等を行いました。(附則第 14 項の 11～附則第 14 項の 13 の 3 関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

改正内容は、次のとおりです。

(1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

ア 県税の特別措置の適用を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとするなど所要の改正を行いました。(第 1 条、第 2 条及び附則第 2 項関係)

イ 地方税法の一部改正に伴う所要の改正を行いました。(第 2 条の 2 関係)

(2) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

ア 県税の特別措置について、その対象業種を見直すとともに、当該特別措置の適用期間を平成 31 年 3 月 31 日まで延長するほか、所要の改正を行いました。(第 1 条及び第 2 条第 1 項関係)

イ 地方税法の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。(第 2 条第 3 項及び附則第 2 項関係)

(3) 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴う所要の改正を行いました。(第 3 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。ただし、1 の (1) イ、1 の (2) ア (対象業種を見直す改正規定及び適用期間を延長する改正規定を除く。) 及びイ並びに 1 の (3) の改正規定は、公布の日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第40号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第24条の4中「第32条第13項の申告書」を「第32条第13項に規定する特定配当等申告書」に、「第32条第15項の申告書」を「第32条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第41条第1項第1号中「においては」を「には」に、「特別の事情により各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定する月数の」を「同項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める」に、「特別の事情により各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定する月数の」を「同項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める」に改め、同条第2項中「同条同項」を「同項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例)

第41条の2 第14条の規定により申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定による申告納付(以下この条において「中間申告納付」という。)に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

第89条中「又は法第349条の3」を「、第349条の3又は第349条の3の4」に、「によって」を「により」に改める。

附則第11項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第11項の6中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第32条第13項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 法第32条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。

附則第12項の2中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則第13項の2中「平成29年度」を「平成32年度」に、「応じ」を「応じ、」に改める。

附則第13項の3中「平成29年度」を「平成32年度」に改め、「定める日までの期間」の次に「。附則第13項の4の2において「予定期間」という。」を加える。

附則第13項の4の次に次の1項を加える。

13の4の2 附則第13項の3の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となっ

た場合で施行令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後 2 年以内の日で施行令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたときは、附則第13項の 3 の規定の適用については、予定期間は、当該初日から当該施行令で定める日までの期間とする。

附則第14項の 2 の11中「申告書」を「特定配当等申告書」に改める。

附則第14項の11中「次項において同じ」を「次項及び附則第14項の13の 2 において同じ」に改め、同項第 1 号中「平成16年 3 月31日」を「平成18年 3 月31日」に、「附則第14項の13」を「附則第14項の13の 3」に改め、同項第 2 号中「平成18年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

附則第14項の12第 2 号中「第 4 号及び第 5 号」を「以下この項及び附則第14項の13の 2」に改め、「以下この号」の次に「及び附則第14項の13の 2 第 2 号」を加え、同項第 3 号中「ものをいう」の次に「。附則第14項の13の 2 第 3 号において同じ」を加え、同項第 4 号中「この号及び次項」を「この項から附則第14項の13の 4 まで」に改め、「定められたもの」の次に「（附則第14項の13の 2 及び附則第14項の13の 3 において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」を加え、「もの（次項）」を「もの（次項から附則第14項の13の 3 まで）」に改め、同項第 5 号中「を除く」の次に「。附則第14項の13の 2 第 5 号において同じ」を、「定めるもの」の次に「（附則第14項の13の 2 第 5 号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）」を加える。

附則第14項の13の次に次の 4 項を加える。

14の13の 2 次に掲げる自動車に対する第61条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、当該自動車が平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、附則第14項の12の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の 9 を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の 2 分の 1 を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもので施行規則で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10

月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの

14の13の3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、附則第14項の13の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（自動車税の賦課徴収の特例）

14の13の4 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第63条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が附則第14項の12から前項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき附則第14項の12から前項までの規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第64条及び第65条の規定を除く。）を適用する。

14の13の5 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第14項の14中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第15項の4中「前2項又は附則第17項の6から第17項の11」を「附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の60」を「100分の75」に改め、同項第1号アを削り、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第15項の4第1号イ(イ)を削り、同号イ(イ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号アとし、同号ウ(ア)を次のよ

うに改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第15項の4第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ロ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号イとし、同項第2号ア(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15項の4第2号ア(イ)を削り、同号ア(ロ)を同号ア(イ)とし、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に改め、同号ウ(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15項の4第2号エ及びオを削り、同項を附則第15項の7とする。

附則第15項の3中「前項又は附則第17項の6から第17項の11」を「前3項又は附則第17項の6から第17項の12」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第1号ア及びイを削り、同号ウ(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第15項の3第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ロ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第15項の3第1号エ(イ)を削り、同号エ(ロ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第2号ア(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15項の3第2号ア(イ)を削り、同号ア(ロ)を同号ア(イ)とし、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に改め、同号ウ(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15項の3第2号エ及びオを削り、同項を附則第15項の5とし、同項の次に次の1項を加える。

15の6 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15項の2中「(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。次項から附則第17項の11までにおいて同じ。)」を削り、「附則第17項の6から第17項の11」を「前項又は附則第17項の6から第17項の12」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「前項」を「附則第15項」に、「100分の20」を「100分の25」に改め、同項第1号中「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から附則第17項の5までにおいて同じ。)」を削り、同号ア及びイを削り、同号ウ(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第15項の2第1号ウ(4)を削り、同号ウ(6)を同号ウ(4)とし、同号ウを同号アとし、同号エ(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第15項の2第1号エ(4)を削り、同号エ(6)を同号エ(4)とし、同号エを同号イとし、同項第2号中「法附則第12条の2の2第2項第3号」を「法附則第12条の2第2項第3号」に、「次項、附則第15項の4及び附則第17項から第17項の4まで」を「附則第15項の5、附則第15項の7及び附則第17項」に改め、同号ア(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(附則第15項の5、附則第15項の7及び附則第17項において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項、附則第15項の5、附則第15項の7及び附則第17項において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素

酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15項の2第2号ア(イ)を削り、同号ア(ロ)を同号ア(イ)とし、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（附則第15項の5、附則第15項の7及び附則第17項において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この項、附則第15項の5、附則第15項の7及び附則第17項において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15項の2第2号エ及びオを削り、同項を附則第15項の3とし、同項の次に次の1項を加える。

15の4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(イ) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この項、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この項、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15項の次に次の1項を加える。

15の2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から附則第17項の5までにおいて同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項から附則第17項の5まで及び附則第17項の9から第17項の12までにおいて同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次項から附則第17項の12までにおいて同じ。）を受けるものの取得（附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項から附則第15項の4まで及び附則第17項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この項から附則第17項までにおいて「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を

超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この項から附則第17項の5までにおいて「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項から附則第17項の5まで及び附則第17項の14において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（附則第15項の4及び附則第17項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項から附則第17項までにおいて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第16項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前3項又は附則第17項の6から第17項の11」を「附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

- (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第17項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車で施行規則で定めるもの

附則第17項第4号ア(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第17項第4号ア(4)を削り、同号ア(4)中「100分の120」を「100分の130」に改め、同号ア(4)を同号ア(4)とし、同号イ(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第17項第4号イ(4)を削り、同号イ(4)を同号イ(4)とし、同号ウ(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第17項第4号ウ(4)を削り、同号ウ(4)を同号ウ(4)とし、同項第5号ア(4)中「100分の180」を「100

分の195」に改め、同項第7号アを次のように改める。

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(4) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第17項第7号イを削り、同号ウ中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同項第8号とし、同項第6号中「のうち、」の次に「平成30年輕油軽中量車基準又は」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第17項の2中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第15項の2又は附則第15項の3第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15項の3第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第17項の3中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第1号中「附則第15項の3第1号」を「附則第15項の4第1号又は附則第15項の5第1号」に改め、同項第2号ア(ウ)中「100分の150」を「100分の180」に改め、同項第3号中「附則第15項の3第2号エ又はオ」を「附則第15項の5第2号ウ」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第15項の4第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第17項の4中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第15項の6第1号又は附則第15項の7第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15項の6第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第15項の7第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第17項の5中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第16項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第16項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第17項の6から第17項の8までの規定中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第17項の9中「平成29年3月31日（第4号）」を「平成31年3月31日（第3号）」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第1号中「（附則第17項の11）」の次に「及び附則第17項の12」を加え、「及び附則第17項の11」を「から附則第17項の11まで」に改め、同項第2号中「及び附則第17項の11」を「から附則第17項の11まで」に改め、同項第4号を削る。

附則第17項の10中「前項第4号に」を「次に」に、「当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31

日」を「第 1 号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成30年11月 1 日から平成31年 3 月31日までに行われたときに限り、第 2 号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成29年 4 月 1 日から平成30年10月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 車両総重量が 8 トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年 2 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年 9 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第17項の11中「平成29年 3 月31日 (第 5 号)」を「平成31年 3 月31日 (第 4 号)」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第 5 号を削る。

附則第17項の12を附則第17項の13とし、同項の次に次の見出し及び 2 項を加える。

(自動車取得税の賦課徴収の特例)

17の14 知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第49条第 1 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が法附則第12条の 2 第 2 項又は附則第15項の 2 から第17項の 5 までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき法附則第12条の 2 第 2 項又は附則第15項の 2 から第17項の 5 までの規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について自動車取得税申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用する。

17の15 前項の規定の適用がある場合における法第129条第 2 項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第17項の11の次に次の 1 項を加える。

17の12 車両総重量が12トンを超えるバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年 8 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限り。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第 1 項の規定の適用に

については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

附則第29項を次のように改める。

29 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第13項の4の2の規定は、県民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である新条例附則第13項の3に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

(事業税に関する経過措置)

4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 知事は、納付すべき自動車取得税（施行日前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを和歌山県税条例第49条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第129条第4項の規定による通知をする前に、当該第三者（当該第三者と施行令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について自動車取得税申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用する。

7 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(自動車税に関する経過措置)

8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

9 知事は、納付すべき自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを和歌山県税条例第63条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後にお

いて知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と施行令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（和歌山県税条例第64条及び第65条の規定を除く。）を適用する。

10 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

11 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち和歌山県税条例附則第14項の11を改め、同項を同条例附則第16項とする改正規定中「次項において同じ」を「次項及び附則第14項の13の2において同じ」に、「附則第14項の13」を「附則第14項の13の3」に改める。

第2条のうち和歌山県税条例附則第17項の2から第17項の12までを削る改正規定中「第17項の12」を「第17項の15」に改める。

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第41号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

（和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「において製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）」を「の法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域において当該認定産業振興促進計画に定められた法第17条各号に掲げる事業」に改め、「供する」の次に「施設又は」を加える。

第2条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第2条の2第1項第1号中「電気供給業、」を「電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、」に改め、同条第3項中「第9項及び第10項」を「第11項及び第12項」に改める。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

（和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（平成12年和歌山県条例第68号）の一部

を次のように改正する。

第 1 条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第 2 条第 1 項中「平成29年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、同項第 1 号中「電気供給業、」を「電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。））、」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、同条第 3 項中「第 9 項及び第10項」を「第11項及び第12項」に改める。

附則第 2 項中「平成29年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改める。

（和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第 3 条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成27年和歌山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「電気供給業」の次に「（電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）」を加え、同条第 2 項中「第 9 項及び第10項」を「第11項及び第12項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第 2 条の 2 の改正規定、第 2 条中和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第 2 条の改正規定（「平成29年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改める部分及び「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める部分を除く。）及び同条例附則第 2 項の改正規定並びに第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第 2 条の 2 の規定、第 2 条の規定による改正後の和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第 2 条の規定（同条第 1 項第 1 号の算式に係る部分を除く。）及び第 3 条の規定による改正後の和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第 3 条の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、公布日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第 1 条の規定及び第 2 条第 1 項第 1 号の算式は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。